

【浜田市】電子契約導入に係るQ&A

No.	質 問	回 答
1	電子契約サービスを利用するための費用はかかるか。	事業者様の費用負担はありません。
2	従来どおり、紙による契約も可能か。	紙による契約も選択可能です。
3	「電子契約利用申請書」の様式はどこで入手できるか。	浜田市のホームページ「電子契約の導入について」にて、Word形式の様式がダウンロード可能です。
4	「電子契約利用申請書」は、契約の都度、提出する必要があるか。	「電子契約利用申請書」は案件ごとに提出いただきます。なお、契約の案件ごとに、別のメールアドレスを設定して支障ありません。
5	「電子契約利用申請書」は、どのタイミングで提出するか。	【入札案件】 応札時に工事費内訳書と併せて電子入札システムで提出してください。また、申請フォームによる申請も可能です。 【見積合わせ】 落札時に電子契約利用申請書又は申請フォームから申請してください。また、「見積書(兼電子契約利用申請書)」の提出をもって申請することも可能です。
6	複数のアドレスを指定した場合、契約事務担当者が確認→契約締結確認者の確認という形でフロー化されるのか。	お見込のとおりです。契約事務担当者による確認が完了すると、契約締結確認者に確認依頼メールが通知されます。
7	契約締結確認者と契約事務担当者を2名登録した場合、全員の確認が必要になるか。	お見込のとおりです。「電子契約利用申請書」に記載した全員の確認が必要です。なお、契約書には電子契約サービス上で確認処理を行った者全員の電子署名が付与されます。
8	契約締結確認者は、入札参加資格登録で提出した者(委任があれば受任者)とするべきか。	必ずしも一致させる必要はありませんので、社内規程等に則り、当該契約締結に係る決裁権を有している方を御記載ください。
9	将来は全面的に電子契約となるのか。	令和7年10月の導入は、工事(コンサル)請負契約を対象とし、順次物品・役務(業務等)も対象とする予定です。
10	契約金額等にかかわらず、電子契約の場合は収入印紙が不要か。	不要です。
11	着手届、管理技術者届、工程表等についても電子契約サービスで提出するか。	電子契約サービスでは、機能上契約後に提出いただく書類などを提出できないため、電子契約サービスでの提出は契約書のみとなり、その他書類は従来どおりの取扱いとなります。なお、各種様式は、浜田市ホームページでダウンロード可能です。
12	署名前に契約書の内容に誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいか。	契約書の内容に問題があり同意できない場合は、電子契約サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行っていただくこととなります。却下理由を入力していただくことで、その内容が浜田市の担当者へ電子メールにより伝達され、内容を修正の上、改めて手続きを行います。
13	落札後、受注者側でも契約約款の精査が必要になると思われるが、契約の日付は事前に決められた日付になるのか。	電子契約の場合、発注者と受注者の双方の署名が完了した段階で、契約日が確定します。契約予定日までに署名(承認)を行えるよう、契約管理課又は水道管理課と調整いただくこととなります。
14	変更契約(金額・工期等)でも電子契約は可能か。	変更契約についても、当初契約の同様のフローにて、電子契約が利用可能です。なお、電子契約を利用するかどうかについては、改めて電子契約利用申請書の提出をもって確認させていただきます。
15	署名時に発注者、受注者の印影がないがよいか。	電子署名において、印影は見た目の問題であり、印影自体に法的効力はありません。電子契約の締結後、文書上に印影自体はありませんが、電子署名の情報、タイムスタンプ情報が付与されます。